○農林水産省告示第二千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県三島郡出雲崎町大字大釜谷字太郎川内五七八の一、五八四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県三島郡出雲崎町大字住吉町字竹ノ小路五五八、五五九、五五九の子、字二子山五七一、五七二の子、大字尼瀬字岩舟町一九六の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字鬼伏字古屋五九二八の五、五九二九、五九三〇の三、五九四六、五九四六の子、五九五二の一、五九六六の一、五九六七の一、五九六八から五九七〇まで、六〇五〇、六〇五〇の一、六〇七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県五泉市小面谷字井戸澤一二四七から一二五〇まで、一二五九から一二六五まで、一二六六の一、一二六七の一、字浦山一二五一、一二五二、一二五八、一二七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸澤一二六二から一二六五まで、一二六六の一、一二六七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び五泉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市市野江乙九三三の二、乙九三四、乙九三五、乙一六四一から乙一六四六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町倉ノ平字沼ノ沢一〇七、一〇八、九〇三、字中北野九五九の寅（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字中北野九五九の寅

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県村上市飯岡字沢田一、一の二（国有林）、二、三、三の二（国有林）、四、五、六の一、六の三から六の五まで、七の一から七の三まで、一二の一、一二の四から一二の六まで、一二の一八、一二の三二、二二の一、三三、三五、四一の二、四二の一、四三、四五、四六の一、四六の三、五三の二、五五、五六、五九から六一まで、六四、七〇の一、七一の一、七二、七九の一、九一の一、九一の二、九二の一、九三、九五、九六の一、九七から九九まで、一〇〇の一、一〇二の一、一〇四の一、一〇五、字山ノ舘一〇六から一一〇まで、一一二、一一四から一二六まで、一二八から一三三まで、一三五、一三七、一三八、一四一から一四五まで、一四七、一四八、一五〇から一五五まで、一五七から一六四まで、一六六、一六七、一六九、一七〇、一七二から一七五まで、一七七、一七九の一、一七九の二、一八〇から一八二まで、一八六から一八九まで、一九一から一九四まで、一九五、一九六、一九八、一九九、二〇一から二〇六まで、二〇八、二一四、二二〇、二二五、二二六、二二八から二三〇まで、二三二、二三三、二三五から二三九まで、二四〇の一、二四一、二五二の一、字沢田の弐七二九の一、字沢田山七五一の一、七五七、七六五、七六七、七六九、七七一、七七三の一、七七五、七七七、七八〇の一